

女性の司法アクセスと日本の課題 —利用者調査の結果から—

2026年1月13日

JAWW CSW70に向けた勉強会

石田京子

(早稲田大学法学学術院)



Waseda Law School

挑 戦 す る 法 曹

本日の内容

1. 「司法アクセス」とはなにか？
2. なぜ「女性の」司法アクセスなのか
3. 民事訴訟利用者調査から見える日本の課題



司法アクセスとは？



Waseda Law School

挑 戦 す る 法 曹

「司法アクセス」とは何か？

- ◆ 原語はAccess to Justice
- ◆ 「裁判所がある」ことではない。
- ◆ 実効的に権利救済手続にたどり着き利用できる状態・仕組みをいう。
- ◆ 経済・知識・時間・心理的諸条件を含む概念。

司法アクセスの「三つの波」理論

◆1970年代にマウロ・カペレッティらによって提示された司法アクセス（Access to Justice）理論は、現代における司法制度改革を理解・推進するための基本的な理論枠組みとして今なお世界中で参照されている。

【司法アクセスの3つの波】

第1の波——貧困者のための法律扶助

第2の波——拡散的利益の代表

→ 拡散的利益（diffuse interests）を司法的に保護

第3の波——新たな司法アクセスアプローチ

→ ADRを含む紛争解決制度全体を視野に入れた包括的改革



現代的展開（第4の波？）

- ◆AIを積極的に取り入れた司法手続→オンライン情報提供、文書自動生成、プラットフォーム型自動化
- ◆ODRの活性化
- ◆「デジタル・インクルージョン」と「アルゴリズム・ジャスティス」
- ◆司法アクセスを技術の力で強かに促進。

*ただし、AI特有のハルシネーションやアルゴリズムによる差別の再生産が行われないかなど、慎重に検討すべき課題も多い。

社会インフラとしての「司法アクセス」

- ◆グローバルに見れば、「司法アクセス」は社会インフラのひとつとして位置づけられている。
 - ◆OECD：司法アクセスは「公共財」
 - ◆実際、健康・福祉・雇用・暴力防止に波及効果があるという実証研究の結果。
- *日本の議論はまだ「個人の問題」にとどまりがち。

【日本の法律扶助の特徴】

- 法テラスの「原則立替・償還制」
- 法テラス報酬の低さ
- 脆弱層ほど利用しにくい



なぜ「女性の」司法アクセスか



Waseda Law School

挑 戦 す る 法 曹

弱者・少数者の保護をする 「司法」の役割

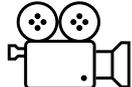
- 立法は多数決で動く。
- 多数決からこぼれ落ちてしまったマイノリティの権利を保護するのは司法の役割。
- 「ジェンダー平等の実現は、女性に対する司法アクセスの促進なしには実現しえない」という国際的な共通理解

SDGsに掲げられた「司法におけるジェンダー平等」

✓ SDGs5 (Gender Equality (ジェンダー平等)) + SDGs 16 (Equal Access (司法への平等なアクセス))

“Creating an enabling environment for women’s access to justice through reforming formal and informal legal norms that discriminate against women, including addressing the absence of gender-responsive norms and making the macro environment more supportive of women’s justice needs.” UN Women Toolkit, p.17

ジェンダーに対応した規範の不在に取り組み、女性の司法ニーズを支援するマクロ環境を整えるなど、女性を差別する公式・非公式な法規範の改革を通じて、女性が司法にアクセスできる環境を整えること。

✓ UN によるビデオクリップ 

3’15 “its’ vital to address the barriers which prevent women from access to justice.” (女性への司法アクセスを阻む一因として、バイアスに基づく司法判断を挙げている) <https://www.unsdglearn.org/microlearning/womens-access-to-justice-explainer-video/>

国際機関による2つのツールキット

- ✓“A Practitioner’s Toolkit on Women’s Access to Justice Programming” by UN Women (2018) (国連職員のためのツールキット) →女性が実際に司法にアクセスできるようにする
- ✓“OECD Toolkit for Mainstreaming and Implementing Gender Equality” (2018) (OECDにおいてジェンダー平等を主流化し実践するためのツールキット) →司法におけるジェンダー平等を、人権問題というより「司法の質と正統性を高めるための統治課題」として位置づけ、任用・昇進・職場文化・データ管理を通じた制度改革

ツールキット:国際機関等が特定の目的達成のための概念の解説や、思考プロセス、導入や分析のための手法(ツール)の一連をまとめたガイドラインのようなもの。



小括：ジェンダー平等の達成には女性の 司法アクセスの促進が不可欠

- 単に「裁判所」が存在するだけでは足りず
- 制度の設計・運用段階でのジェンダー配慮
 - ✓女性が法律の専門家に容易にアクセスできるか
 - ✓法律家のジェンダー構成は偏っていないか
 - ✓法律家がジェンダーに敏感に事件を扱う教育を受けているか
- データ・評価・制度改善のメカニズムはあるか

民事訴訟利用者調査から 見える日本の課題



Waseda Law School

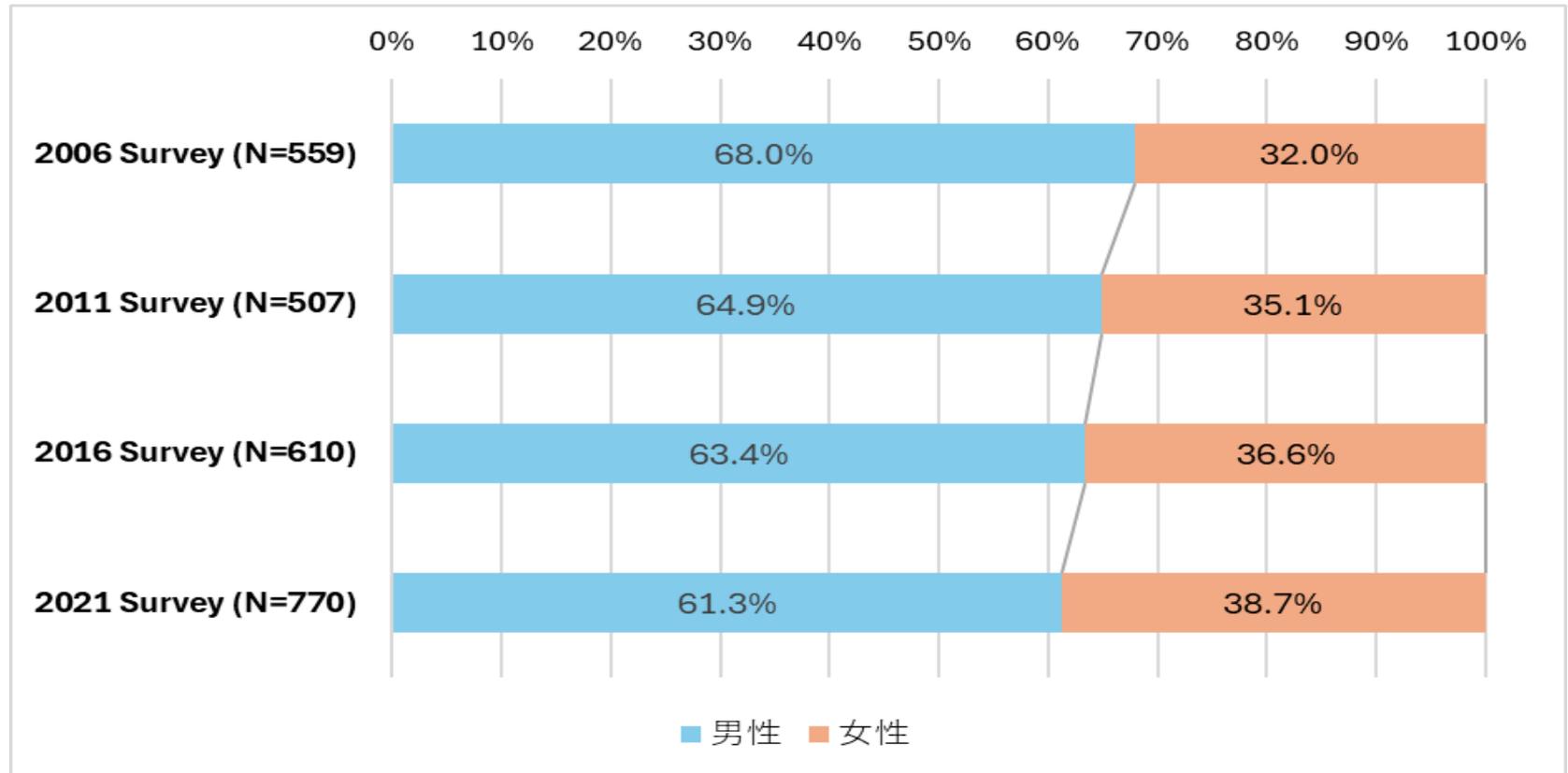
挑 戦 す る 法 曹

民事訴訟利用者調査について

- 民事訴訟利用者調査：2000年司法制度改革の際に審議会が民事訴訟の利用者に対する調査を実施したことを契機として、その後民事訴訟法学者・法社会学者・実務家による研究会が2006年、2011年、2016年、2021年に実施。
- 2021年調査：自然人サンプル770名のうち、387名（63.4%）が男性、223名（36.6%）が女性。
- 自身の裁判利用経験の他に、裁判官、裁判所職員、弁護士への評価とは別に、裁判制度の評価を7項目で尋ねている。



回答者の男女比（経年比較）



- 民事訴訟の利用者全体で同様の傾向があるのかは不明だが、回答者に占める女性の割合は増加傾向。

原告・被告別にみたジェンダー差

		原告		被告		合計	
		N	%	N	%	N	%
2006年 調査	男性	231	61.8%	143	38.2%	374	100.0%
	女性	122	70.1%	52	29.9%	174	100.0%
2011年 調査	男性	196	60.3%	129	39.7%	325	100.0%
	女性	125	70.6%	52	29.4%	177	100.0%
2016年 調査	男性	233	60.8%	150	39.2%	383	100.0%
	女性	144	66.1%	74	33.9%	218	100.0%
2021年 調査	男性	280	61.5%	175	38.5%	455	100.0%
	女性	188	64.4%	104	35.6%	292	100.0%

- 2006年、2011年では、女性の方が原告に有意に偏っていたが、2016年以降、そのような差は確認できない。

弁護士への代理

	男性		女性	
	問9 弁護士の依頼		問9 弁護士の依頼	
	はい	いいえ	はい	いいえ
	%	%	%	%
2006年調査**	66.9%	33.1%	78.1%	21.9%
2011年調査*	75.0%	25.0%	83.2%	16.8%
2016年調査*	80.3%	19.7%	87.6%	12.4%
2021年調査	82.5%	17.5%	86.3%	13.7%

- 2016年調査までは、女性の方が代理率が有意に高かったが、2021年調査では男女で差はない。

回答者属性に見る男女格差

- 女性は50代以下が60.4%、特に40代から50代が43.6%であるのに対し、男性は60歳以上が50.7%（カイ2乗検定、 $p < .05$ ）
- 若い世代が多いにもかかわらず、最終学歴が大学または大学院の学位を持つのは男性の48.2%に対し、女性は24.7%。（カイ二乗検定、 $p < .01$ ）
- 男性では、経営者、自営業者、独立系が34.5%、正社員が31.7%であるのに対し、女性回答者の21.4%がパート・アルバイト・派遣社員で、39.0%が主婦・年金受給者・無職（カイ2乗検定、 $p < .01$ ）
- 女性では世帯年収「200万円未満」が26.4%、「200万円から500万円未満」が37.3%、「500万円以上1,000万円未満」が26.4%、「1,000万円以上」が9.9%であるのに対し、男性は「収入が200万円未満」が12.4%、「収入が200万円以上500万円未満」が44.3%、「収入が500万円以上1000万円未満」が28.6%、「収入が1000万円以上」が14.6%（カイ2乗検定、 $p < .01$ ）

女性当事者は男性当事者よりも年齢が比較的若く、学歴が低く、非正規労働者や主婦である者が多く、世帯の年収も低い



では、裁判の過程ではどのようなジェンダー差が確認されたのか？



裁判へのためらい

	男性			女性		
	まったく・あまりあてはまらない	どちらともいえない	少し・強くあてはまる	まったく・あまりあてはまらない	どちらともいえない	少し・強くあてはまる
問10-1①裁判をするには、費用がかかると思ったから	14.10%	11.10%	74.90%	15.40%	11.20%	73.40%
問10-1②裁判は、時間がかかると思ったから	8.50%	12.00%	79.50%	9.60%	6.00%	84.40%
問10-1③裁判によって、相手方との対立が決定的になると思ったから	48.20%	19.10%	32.70%	39.40%	23.00%	37.60%
問10-1④裁判は、世間体が悪いと思ったから	58.60%	18.20%	23.20%	53.30%	14.50%	32.10%
問10-1⑤裁判をしても負ける可能性が大きいと思ったから	65.80%	22.60%	11.60%	64.00%	23.80%	12.20%
問10-1⑥裁判をして自分たちのことを多くの人に知られるのには抵抗があったから	58.50%	22.00%	19.50%	52.70%	18.80%	28.50%
問10-1⑦裁判が大変そうだったから	19.60%	13.10%	67.30%	18.10%	10.80%	71.10%
問10-1⑧裁判についての知識や経験がなく、不安だったから*	24.60%	15.60%	59.80%	15.30%	10.60%	74.10%
問10-1⑨周囲から裁判はやめたほうがいいといわれたから	82.40%	13.60%	4.00%	74.70%	17.50%	7.80%
問10-1⑩相手方と親密な関係にあったから	79.90%	14.10%	6.00%	77.10%	12.70%	10.20%
問10-1⑪お互いの不利益になるから	55.80%	24.60%	19.60%	55.70%	27.50%	16.80%
問10-1⑫円満に解決したかったから	29.10%	21.70%	49.30%	23.50%	22.30%	54.20%
問10-1⑬裁判をしても問題は解決しないと思ったから	58.50%	24.00%	17.50%	52.70%	28.70%	18.60%

- 男性の45.7%、女性の60.1%が裁判へのためらいを感じていた。(p<.01)
- 男性も女性も多くがためらいを感じているが、女性の方が経験や知識のないことを不安に感じていた。(p<.05)

事件類型

一定の事件類型では、当事者のジェンダーに偏りが確認された。（N=20以上の事件類型で比較。）

	N	男性	女性
交通事故、労災事故、医療事故などの損害の問題	217	30.0%	27.8%
土地・建物の売買、貸し借り、建築の問題	167	23.6%	20.5%
相続の問題（個人のみ回答）*	95	10.7%	16.0%
夫婦・家庭の問題（個人のみ回答）**	89	9.4%	16.0%
（上記、過払い金の問題以外の）金銭の貸し借りの問題*	85	13.3%	8.3%
その他	68	8.1%	10.8%
職場における問題*	41	7.2%	2.8%

相手方、依頼した弁護士など

- 事件の相手方については、相手方が自然人であった割合は、女性で76.9%に対し、男性では69.8%であり、女性の方が自然人の相手方が多かった。他方、相手方が法人であった回答者の割合は、男性の方が多かった。(男性32.5%、女性26.1%; カイ二乗検定、 $p < .05$)
- 女性は「女性弁護士」に依頼したと回答した割合が男性と比較して高かった。(女性16.0%、男性9.2%; カイ二乗検定、 $p < .05$)
- 相手方との直接交渉の有無などについては、ジェンダー差は確認されなかったが、「親戚、友人などに相談した」という割合は、女性の方が有意に高かった(女性：29.3%、男性：15.5%、カイ二乗検定、 $p < .01$)

弁護士を依頼しなかった理由

	男性			女性		
	まったく・あまりあてはまらない	どちらともいえない	少し・強くあてはまる	まったく・あまりあてはまらない	どちらともいえない	少し・強くあてはまる
問9-2①自分で訴訟をしたいと思ったから	56.0%	20.0%	24.0%	36.4%	33.3%	30.3%
問9-2②自分だけでもできると思ったから*	36.8%	11.8%	51.3%	20.0%	31.4%	48.6%
問9-2③他人に頼むのがいやだったから	58.7%	25.3%	16.0%	47.1%	26.5%	26.5%
問9-2④弁護士の知り合いがいなかったから*	61.3%	21.3%	17.3%	44.1%	14.7%	41.2%
問9-2⑤弁護士が近くにいなかったから*	62.7%	24.0%	13.3%	44.1%	20.6%	35.3%
問9-2⑥弁護士の情報が少なかったから	58.1%	21.6%	20.3%	45.7%	20.0%	34.3%
問9-2⑦弁護士を頼むだけのお金がなかったから	29.5%	15.4%	55.1%	34.3%	17.1%	48.6%
問9-2⑧弁護士に頼んだが断られたから	69.2%	14.1%	16.7%	80.0%	2.9%	17.1%
問9-2⑨弁護士に頼むと費用倒れになるから	34.2%	14.5%	51.3%	44.1%	14.7%	41.2%

(カイ二乗検定、 $p < .05$)

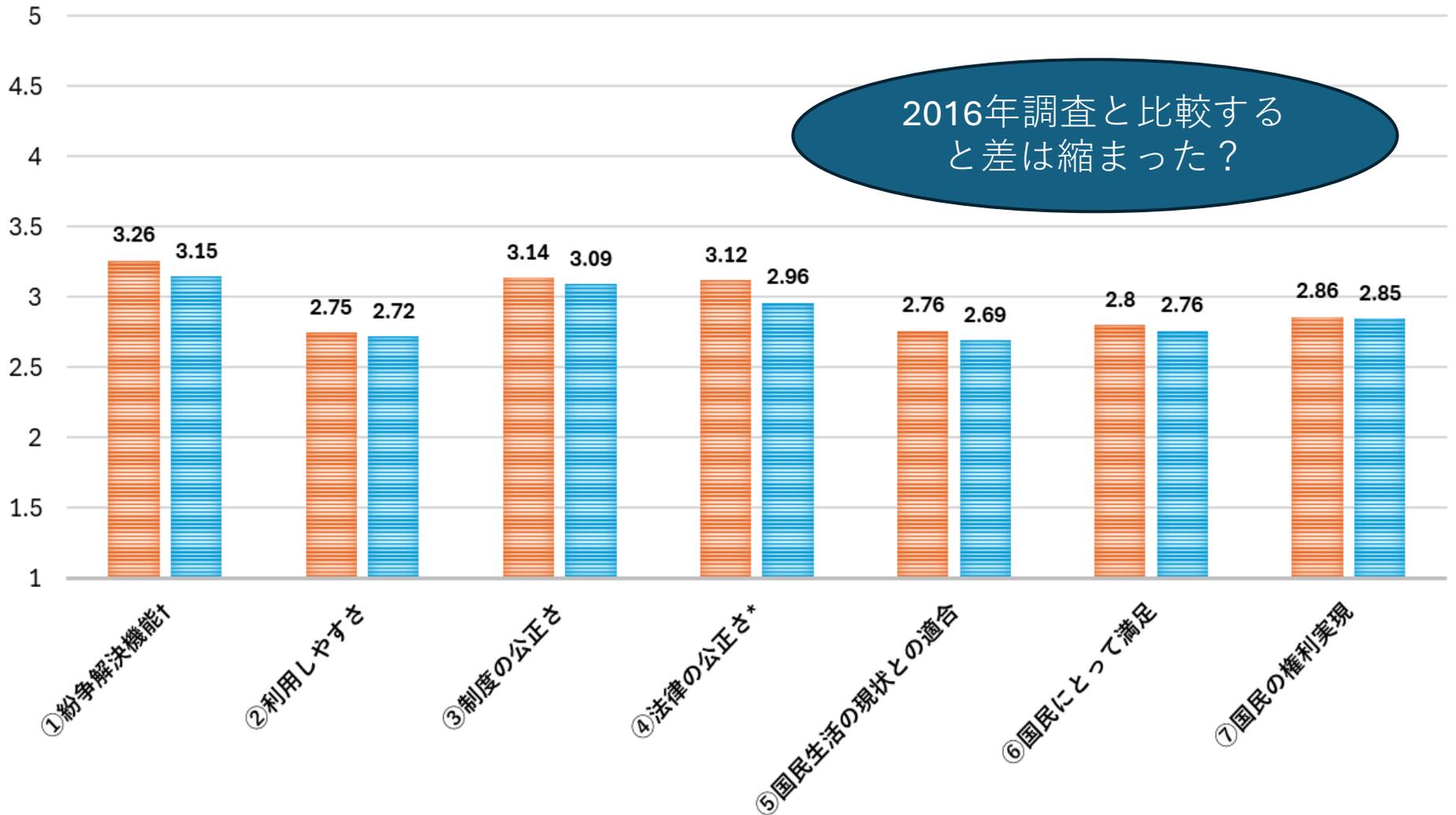
- 本人訴訟は男女共に少ない（男性17.5%、女性13.7%）。
- 弁護士に依頼しない理由は、幾つかにおいてジェンダー差が認められた。
- 女性には未だアクセス障害をうかがわせる理由を肯定する回答者が多い。

代理人や裁判過程に関する評価

- 男性と女性の訴訟当事者には多くの違いがあるにもかかわらず、裁判過程、裁判官、依頼した弁護士、および訴訟の結果に対する評価には有意な差が確認されなかった。
- 回答者全体の約3分の1は、裁判官に「少し・とても満足」と評価。（男性37.0%、女性35.7%）回答者の約70%が自分の依頼した弁護士に「少し・とても満足」と回答（男性70.8%、女性68.3%）。
- 結果の有利不利評価についてもジェンダー差なし（概ね3分の1ずつ）。裁判結果には、概ね45%が「少し・とても満足」と評価（男性45.5%、女性43.2%）。
- 訴訟の終結についても、男性では、判決が38.2%、和解が52.7%、取り下げが3.1%だったのに対し、女性では、判決が31.9%、和解が59.3%、取り下げが1.4%で有意な差はなし。

制度上の評価

■ 男性 ■ 女性



経年比較に見た制度比較の ジェンダー差

	再利用意欲		奨励意欲		①紛争解決の役目		②制度の利用しやすさ		③裁判制度の公正さ	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
2006年調査	3.52	3.41	3.49	3.34	3.1	3.13	2.71	2.68	3.01	3.04
2011年調査	3.47	3.31	<u>3.27</u>	<u>3.12</u>	3.11	3.02	2.71	2.64	3.04	2.95
2016年調査	<u>3.44</u>	<u>3.23</u>	3.28	3.15	<u>3.13</u>	<u>2.92</u>	2.7	2.56	<u>3.06</u>	<u>2.85</u>
2021年調査	<u>3.48</u>	<u>3.29</u>	<u>3.36</u>	<u>3.2</u>	<u>3.26</u>	<u>3.15</u>	2.75	2.72	3.14	3.09
	④法律の公正さ		⑤法律の現状対応		⑥裁判制度の満足度		⑦権利の実現		Note: <u>斜体下線</u> は10%水準、 <u>斜体下線太字</u> は5%水準で有意。いずれも独立サンプルのt検定(片側)。	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
2006年調査	3.05	2.97	2.75	2.68	2.81	2.77	N/A	N/A		
2011年調査	3.02	2.86	2.72	2.66	2.65	2.68	2.75	2.8		
2016年調査	<u>3.14</u>	<u>2.85</u>	<u>2.84</u>	<u>2.61</u>	<u>2.82</u>	<u>2.65</u>	<u>2.89</u>	<u>2.68</u>		
2021年調査	<u>3.12</u>	<u>2.96</u>	2.76	2.69	2.8	2.76	2.86	2.85		



女性の司法制度・法制度への低い評価（期待）の背景にあるもの

- 複数の実証研究で、女性はどちらかといえば女性の弁護士に依頼したい（男性もまた男性弁護士に依頼したい）と回答。
- 実際には女性弁護士は全体の20%程度。そしてその約3分の2は大都市に集中。
- ジェンダーに関する配慮は、法曹養成の中で制度的には殆ど位置づけられていない。

国際的に指摘されている危惧の現れではないか
＝ジェンダー不均衡で、ジェンダーセンシティブでない司法は利用者の信頼を損なう



女性の司法アクセス促進に向けた日本の課題

- ジェンダーセンシティブな法曹の輩出・女性法曹の輩出は明白かつ喫緊の課題。
- 法律扶助の課題は構造的に女性、さらに外国人女性・障害のある女性の司法アクセスを妨げている。
- 司法アクセス促進のためのさらなる構造改革が、ジェンダー平等にも資する。

司法アクセスはジェンダー平等促進のための不可欠な要素であると共に法の支配の前提条件。



参考文献

- UN SDGビデオ教材：<https://www.unsdglearn.org/microlearning/womens-access-to-justice-explainer-video/>
- 国連女子差別撤廃委員会一般勧告第33号 女性の司法へのアクセス（2015年、第61会期）
- “A Practitioner’s Toolkit on Women’s Access to Justice Programming.”
- UN Women (2018) <https://digitallibrary.un.org/record/3973662?ln=es&v=pdf>
- OECD (2018), Toolkit for Mainstreaming and Implementing Gender Equality https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2023/07/toolkit-for-mainstreaming-and-implementing-gender-equality-2023_c68bd819/3ddef555-en.pdf
- ABA Commission on Women in the Profession, <https://www.americanbar.org/groups/diversity/women/>
- 石田京子「弁護士の行為規範としての性差別の禁止—ABA弁護士職務模範規則におけるハラスメント等禁止規定の導入に関する覚書」『「尊厳ある社会」に向けた法の貢献—社会法とジェンダー法の協働』（旬報社、2019年）
- 石田京子「ジェンダーの視点からみた利用者の評価」『民事訴訟の実像と課題—利用者調査の積み重ねが示すもの』（有斐閣、2021年）
- 石田京子「専門職責任としてのジェンダー平等教育—アメリカに学ぶ段階的教育」『民主的司法の展望』（日本評論社、2022年）
- 南野佳代「弁護士の継続研修におけるジェンダー視点」『論究 新時代の弁護士』（弘文堂2025年）
- 渡辺千原「弁護士コミュニティの多様化とプロフェッション性」『論究 新時代の弁護士』（弘文堂2025年）
- 石田京子「法曹養成機関の責務としての女性法曹輩出」ジェンダー法研究12号（2025年）

